

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
1	旭	深田上	<p>【自治公民館の加入等について】</p> <p>自治公民館の加入者が減少（脱退、人口減）等で非常に困っており、地区関連等役員不足問題もある。</p> <p>各集落でも加入推進を図っている現状であるが、行政で規則等を作り、加入強化を図るようなことはできないか。</p>	<p>公民館未加入者問題は、地域住民の意識の希薄化やコミュニティとしての機能を衰退させる大きな課題となっており、未加入により、ゴミ問題、防犯・防災など様々な問題に発展する場合があります。</p> <p>集落でも加入推進を図っておられるとのことですが、未加入者には、公民館活動の意義等を今後も繰り返し説明し、加入のお願いを続けることが大切なことと考えており、少子高齢化により自治公民館活動が困難な集落については、周辺公民館との合併や地区単位での行事への参加なども視野にいれながら取り組んでいくことも必要だと考えています。</p> <p>市といたしましては、窓口において公民館への加入を呼びかけており、本年度は、自治公民館長等研修会において、未加入者問題について研修を行ったところです。</p> <p>行政で規則等をつくり強制的に加入させることはできませんが、加入強化につながる手立てを各自治公民館、地区公民館そして、市役所全体で十分に連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えています。</p>	社会教育課
2	旭	金山	<p>【安全対策（地割れ・石垣）（金山）について】</p> <p>旭小学校児童の安全確認のためスクールガードで見回ったり、自主防災活動で年一回防災点検も実施しているところであるが、昨年の地割れ後、市でシートを張ったままのところがある。</p> <p>また、ゲートボール場のところは石垣の腹が出ているところがあり危険である。</p>	<p>地割れの県は、5月末に県の内示を受け現在、治山工事の測量・設計の入札準備、実施計画書の作成を行っております。県より補助金決定通知を頂いた後、治山工事の入札を行い、21年度内（平成22年3月末）完成の予定です。</p> <p>ゲートボール場横の擁壁の件は、日常的にパトロールを行い監視を行っていますが、現在、農地有効利用支援整備事業の採択に向けて県にお願いしているところです。</p>	農政課
3	旭	金山下	<p>【市道の完全舗装について】</p> <p>市道角石線の完全舗装を実施してもらいたい。</p>	<p>市道角石線は、延長1,385メートル平均幅員3.9メートルの市道で、ゴールドパークの入口から430mの区間がコンクリート舗装と側溝が整備されていますが、この場所から国道3号までの区間955メートルが集落舗装等で施工されたコンクリート舗装になっています。また、側溝が施工されていない区間がありますので、舗装と側溝整備について検討していきます。</p>	土木課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
4	旭	野下	<p>【公民館運営について】 10戸数だけの小さな公民館で、夫婦2戸、一人暮らし8戸、60歳代が2人、70歳代が3人、80～90歳代が6人と高齢者だけで、公民館の行事や年度末の役員改選時など困っている。 行政で何とか大きな公民館へ合併はできないか。</p>	<p>少子高齢化等により自治公民館活動の困難な集落については、周辺の公民館と合併することも必要なことであると認識しています。自分たちの地域は、自らつくり、守っていくという観点から、地域内で十分に話し合いをされることが重要であると考えています。 その中で、行政としては、公民館の話し合い等に情報を提供し、また、地域周辺の公民館との話し合いの支援を行うなど、地域の皆様と一緒に取り組んでいきたいと考えています。</p>	社会教育課
5	旭	芹ヶ野	<p>【道路舗装について】 道路拡張がなされてから何年か経つが、未だに舗装がされていない。集落内を1周するように舗装をしてもらいたい。</p>	<p>市道芹ヶ野山神線は、合併前の平成15年に道路改良工事が施工されて幅員7メートル、延長675メートルの道路拡張工事が完了しております。この内260メートルが未舗装となって整備が残っておりますので、市民の皆様が、集落内を安心、安全に通行できる様に検討していきます。</p>	土木課
6	湊町	地区	<p>【国道3号線バイパスの交通安全対策】 国道3号線バイパスの交差点において、一旦停止であることを知らない地域外、市外の人たちが標識を見落とし、自動車事故が多発している。今後も事故が予測されるため安全対策を講じる必要がある。</p>	<p>国道3号線バイパスは片側2車線の広い道路になっており、地域外、市外の人が行き止まりの場合に優先通行と勘違いし、止まれの標識を見落とし、止まらずに通過しようとするため、交差点での事故が多発している状況があります。 ご意見をいただき、現地確認をして、警察署とも協議しましたが、現時点で一番有効な方法としては、道路面に「止まれ」の表示をしたり、区画線を引く方法が有効ではないかということでありました。国道であることから、維持管理している阿久根国道維持事務所へ内容を説明し、早急に対応していただくよう強く要望をしたところです。</p>	自治振興課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
7	生福	地区	<p>【耕作地の放棄を阻止する対策について】</p> <p>高齢化・混住化が進み農家の後継者育成が課題であり、現在の耕作地が放棄地となり荒廃が進み活力のないさびしい村と化するのではないかと危惧される。1年前に集落営農を目指し受委託制度を導入しようと取り組んだが頓挫している。今後の取り組みについて指導をお願いしたい。</p> <p>(1)集落営農に必要なリーダーとして役員選任の指導と支援。</p> <p>(2)協力体制を確立するための意識の啓発に関する指導。</p> <p>(3)自分たちで基本だが行政が支援できる範囲は。</p>	<p>平成19年6月に生福地区営農推進協議会で説明後、先進地域の視察や研修会への参加、地区全体での集落営農組織の設立に向けて積極的に活動をしていただきました。</p> <p>活動の主なものとして、平成20年の3月から6月にかけて5活動組織に対しまして説明会と、意向調査としてアンケート調査を実施していただきました。その結果を受け、受託組織の設立準備委員会の設置、会員の募集までされましたが、応募者が出てこないため、準備委員の方と協議し、石野地区で設立を図った後、地域全体へ広げていく方向へととなりました。ただ、農繁期と重なり、設立に向けての途中で足踏みをされているところですので、今後も年内の設立に向けて県とともに支援を進めていく予定です。</p> <p>(1)・(2)</p> <p>役員を選任については、リーダー育成のための研修会として、集落営農の意義と組織の活動内容等について、県と一緒に研修会等を開催しますので、集落営農についての理解を深めていただけたらと考えます。</p> <p>(3)説明会等の資料の作成や説明、活用できる補助制度の紹介、アンケート調査票の印刷や集計などをこれまで行ってきましたが、今年度から設立当初の資金援助として集落営農奨励補助金制度を設けています。今後も、石野地区での受託組織設立に向けての支援を行っていきますので、地元の方々も積極的な取り組みを進めていただきますようお願いいたします。</p>	農政課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
8	生福	上石野	<p>【冠岳一帯の観光資源の整備について】</p> <p>「冠岳歴史自然の里づくり」事業として取り組まれているが現状は整備されているとは言い難い。</p> <p>案内看板の不足・老朽化、雑草等の周辺環境整備、ウォーキングトレイルの整備、環境客への親切な説明など観光へまじめに取り組んでほしい。</p>	<p>冠岳一帯の整備については、冠嶽園やウォーキングトレイル等に加え、花川溪流再生砂防事業により、「冠岳花川砂防公園」が整備され、花冠祭、冠岳参りや八十八ヶ所歩きお遍路などに取り組まれていることから多くの観光客が訪れています。</p> <p>情報発信については、毎週土曜日のMBCラジオでの告知で（年間約52回）でイベント、観光スポット、特産品等の紹介を行うとともに、徐福花冠祭・冠岳参りをはじめとする年間のイベントの開催前には、観光宣伝テレビスポットで年間延べ約150本を放映してPRに努めています。</p> <p>また、本市の観光パンフレットや冠岳リーフレット等を活用し、県内外の観光物産展・キャラバン等を通じて、広くいちき串木野市をPRしているところです。</p> <p>現在、有志の方のご好意に頼ってきた現地案内を、組織されたボランティアガイド制度の確立に向けて取り組んでおり、また、民間で進められている温泉施設も、本市の観光振興、冠岳地区の活性化の為に重要な要素ですので、側面から積極的に支援していきたいと考えています。</p> <p>案内看板の老朽化、雑草等の周辺環境の整備については、市内全域でローテーションを組み、修正補修に取り組んでいますが、これまでもまして、随時、補修や整備に努め、また新たな観光案内板の設置も考えているところです。</p>	商工観光課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
9	生福	地区	<p>【指定管理者制度の導入について】</p> <p>市政改革の一環で指定管理者制度が導入され、本コミュニティセンターも対象となったが、利用収入増は高齢化が進む中多くは望めず、光熱水費等で運営は厳しい。設備の老朽化が進み、テーブル等の破損も多く更新時期となっているのでは。</p>	<p>各地区のコミュニティセンターの管理は、平成20年4月から指定管理者制度を導入し、各地区公民館に委託しているところで、利用者サービスにも努められ、適切な管理運営をしていただいております。</p> <p>質問事項については、指定管理者と市が協議し、対応しているところであり、今後とも連携を図りながら、取り組んでいきます。</p> <p>また、市内各コミュニティセンターにおいて、設備等の老朽化が進み補修工事や備品等の買い替えが見込まれる状況にあり、生福コミュニティセンターにおいても同様な状況にありますので、緊急度等を勘案しながら、年次計画を立てて、改修等に努めていきたいと考えています。</p>	行政改革推進課
10	生福	ウッドタウン	<p>【県営団地内駐車場不足解消について】</p> <p>ウッドタウン団地の駐車場は1世帯に市営は2台、県営は1台の駐車場が確保されている。ほとんどの世帯で2～3台を所有しており駐車に苦慮しており、子どもの飛び出しによる事故が発生するなど危険な状態であることから対策は講じられないか。</p>	<p>県営住宅では、原則として1戸につき1台分を設置し、入居時にその旨を説明し入居していただいております。必要場合は入居者自身で確保していただくようになっています。</p> <p>近年、県内でも2台目用駐車場の要望があり、団地内に県有地の遊休地があって安全上支障がなく、入居者全員の合意が得られれば、入居者で組織する自動車保管場所管理協議会の申請により駐車場の使用が1台につき一月1,000円で許可される場合があるようですので、今後、市としても県と協議してまいります。</p>	都市計画課
11	生福	山之口	<p>【鐺柄地区農道5差路の改修について】</p> <p>鐺南公民館近くの広域農道の5差路は道幅も狭く見通しが悪く危険である。最近大型車も多く地区内では改修が一番遅れているので早期の工事をお願いしたい。</p>	<p>旧広域農道（生福～川上間）の路面の傷み等もひどいため、県に改修要望をしていたところ、本年度採択され点検診断を実施される事となりました。今後は、舗装の路面状況、橋梁、交差点等の点検結果を受けて計画書の申請をすることになりますが、早期事業実施に向けて県当局に働きかけていきます。</p>	農政課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
12	生福	中井原	<p>【中井原道路の舗装工事について】 中井原道路からグループホームさくらの間が、20年2月道路拡幅工事を完了したが舗装工事が終わっていない。人家もあるので1日も早く工事をしてほしい。</p>	<p>市道中井原線のグループホームさくらの丘の付近180メートルの区間で道路改良工事が済んでいます。 改良時に施工した路面安定処理が取れてデコボコがひどくなくなりましたので仮に乳剤で安全処理をしてあります。また、本舗装については早急に整備を行いません。</p>	土木課
13	川北	地区	<p>【少子高齢化が進む厳しい現状をどう乗り切るか】 農業後継者の確保、農地特に果樹園の放棄・荒廃をどう防ぐか。</p>	<p>川北地域においては、果樹園内の有効幅が狭く機械導入が困難なため、また道路整備の不備等で農作業に多大な労力を費やすところが大部分であり、加えて果樹の価格などの低迷で果樹農家が離れていったのではないかとも思われます。 耕作放棄地の解消と農業後継者の確保に対する考え方とか、今後の取り組み方ではありますが、まずは、これからの川北地域の農業のあるべき姿をどのようにしていきたいのか、地域目標を、みんなで考えて話し合ってみたいと思います。 果樹農家の後継者確保は現状では非常に厳しいところもありますが、今後の川北地域の農業を背負って立つことができるような、「意欲と能力のある担い手農家・法人経営者を育成確保する」という目標を立ててそれに向かって活動していくことが大事であるのではないかと考えています。 市としても、その育成確保のための条件整備として、いろいろな、国・県の施策を活用し、農地造成事業等必要な土地改良事業を検討することもできますので、地域の皆さんと共に話し合いを重ね、担い手確保に取り組んで参りたいと考えています。 また耕作放棄地・荒廃対策について、農業関係機関で構成する「いちき串木野市耕作放棄地対策協議会」を設立し20年度、農用地区域内における、地区ごとの具体的な解消計画を検討し、解消に向けた実施計画を作成したところであり本年度は改善計画を検討し、営農再開へ向けて取り組むとともに、現在ある中山間地域等直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策事業等を活用し、地域が一体となった共同化、集団化による共同活動を引き続き支援していくことにしています。</p>	産業経済課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
14	川北	地区 (宇都)	<p>【少子高齢化が進む厳しい現状をどう乗り切るか】</p> <p>毎年、道路愛護、河川愛護に伴う集落単位での作業が実施されているが、高齢化に伴って河川の土手等の草払いが非常に厳しくなっており、土手も滑りやすく危険も伴う。</p> <p>集落でできるところは今後もやらなければならないと思うが、危険を伴う場所等について市で実施していく方向で検討してもらいたい。</p>	<p>毎年、愛護月間中に各公民館の方々には、道路や河川を大切に、きれいにする機運を高めるために、地域住民の自主的な愛護作業の協力をお願いしているところです。</p> <p>今後、どの公民館におきましても高齢化が予想されますので、特に、河川作業につきましては、危険が伴い、予期せぬ事故等が発生する恐れがあるので、雑草等の除去及び河川内のゴミ、空き缶等の収集等の軽易な作業程度でお願いしたいと考えています。</p>	土木課
15	川北	地区	<p>【少子高齢化が進む厳しい現状をどう乗り切るか】</p> <p>伝統行事（七夕踊り）等の存続の難しさ。</p>	<p>現在、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が問題化している中で、郷土に長く伝わる伝統芸能を開催することは非常に難しい面があることは承知しており、青年団員の減少や、踊り手となる青年が土日に休みが取れないこと、市外からの転入者の十分な理解が図られていないなど多くの原因が考えられます。</p> <p>地域としても、踊りに関わる集落限定を無くし、広く市内から参加できる体制作りを行おうとしたり、また、女性が参加できる雰囲気作りを進めるなど、参加者の減少に対し色々手だてを講じておられるようであり、保存会としても民間企業で働いている方々の勤務先に対し協力要請文を送付するなど、郷土芸能参加へ理解を求めておられます。</p> <p>市としましても、MBCテレビで七夕踊りが取材・放映されたようにマスコミ等を活用することで、市内はもとより県内外の方々に対し、郷土芸能の素晴らしさや地域相互協力の下に運営されている現状を、知ってもらうための広報、周知活動を推進しています。</p> <p>伝統芸能の保存、継承については、地域が一体となって活動を行わなければうまくいきません。日頃から地域活動等を通してコミュニケーションを図って、共生・協働の地域づくりに努めていただき、市としても側面からこれを支援し、伝統芸能の保存に努めていきたいと思っております。</p>	文化振興課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
16	川北	地区	<p>【少子高齢化が進む厳しい現状をどう乗り切るか】 子どもたちにこの期しか体験できない、体験させてやらなければならない、場や機会の提供を家庭や地域でどう取り組むべきか。</p>	<p>青少年を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあり、家庭と地域教育力の向上が今必要不可欠になっています。 子ども会の活動については、当地区は12自治公民館すべてに子ども会がありますが、少子高齢化により市内の他地区・県内でも子ども会活動が出来ない状況が進みつつあるようです。こうした中、子ども会活動への対応、活性化の一つの方法として、地区全体として活動を計画・実行されてるところも最近は多くなっており、市子ども会連絡協議会においては、こうした活動に対して補助も行っているようですので活用いただきたいと思います。 現在実施している各子ども会の活動状況のアンケート等を踏まえ、8月下旬から9月にかけて、各地区情報交換会を実施する予定にしており、各地域ごとの青少年育成の成果や課題を把握するとともに、各地区でのふるさと塾の開設、各地域ごとの青少年育成組織の強化、青少年育成の日の活動の推進、各単位子ども会の活動面の見直しや、自治公民館活動の連携等を含め具体的に話し合いを進めていきたいと考えています。</p>	社会教育課
17	羽島	地区	<p>【羽島崎展望所開設について】 羽島崎展望所周辺の立木伐採が終わり、今後の維持管理は地区でやっていきたいと考えているが、急斜面上にあることから、登坂道、展望所前面の安全策として地域で取りあえずトラロープ等で安全策を施すが、やはり手摺柵等の設置を検討できないか。</p>	<p>羽島崎展望所は、近年遊歩道が木々に覆われ、展望所に登るのにも支障があったところですが、遊歩道の伐採を行い、素晴らしい眺望が再び見られることとなっています。 展望所前面は急斜面となっていることから、何らかの整備が必要ではあるかと思えます。当面、地区の皆様により安全対策をとられるとのことですが、市におきましても、側面から支援をさせていただくとともに、どのような形で講ずるべきか検討を行っていきたいと考えています。 当羽島地区においては、漁協前の浜中港に歴史公園を整備する計画がありますが、その埋め立てのために土を取った新しい県道沿いの跡地を、夕日が見れる展望所として活用する計画もありますので、これらとあわせて、この羽島地区の歴史・自然・景観を最大限に活用していきたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。</p>	企画課



# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
18	羽島	地区	<p>【県道荒川・羽島白浜間の災害時の避難道路拡幅延伸整備について】</p> <p>県道荒川・羽島白浜間は、陸の方は急な崖地斜面で崩落による危険度が極めて高く、海岸面は、台風時高波、高潮による通行不能になることが予想される。</p> <p>現在、羽島から白浜まで農道拡幅が実施されているが、荒川までの農道の延伸拡幅整備が必要である。</p> <p>安心、安全な通勤、通学道として、また生活産業振興の観点からも避難道路整備は重要であると思われる。</p> <p>避難道路が、県道の災害発生時、十分に活用できるよう、関係機関、市行政の善処方を切に要望します。</p>	<p>県道荒川・羽島白浜間の災害時の避難道路拡幅延伸整備については、現在、離合箇所設置に向けて測量・設計を行っており、今後、地権者と交渉を行い用地売買契約が整い次第、早急に工事を実施します。</p> <p>主要地方道川内串木野線の白浜温泉から荒川下の南国砕石まで区間の整備につきましては、土砂災害、高潮等による越波状況を踏まえて、平成18年度に改良の要望を行い、平成19年度から事業着手しています。</p> <p>新しい避難道路の整備については、現在の海岸線ルートではなく高潮の影響を受けない山手側にルートを決めて、現在の道路より高く計画しており、土砂災害等も考慮し、安定した勾配で法面の設計を行い、用地買収を進めているところです。</p> <p>工事の着手につきましては、用地買収の進み具合等を見て、整備を行なっていくとの説明を県から受けています。</p>	農政課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
19	土川	地区	<p>【土川小閉校について】 跡地、生徒の通学、校長・教頭住宅等の諸問題について土川住民の色々な問題を話し合いたい。</p>	<p>土川小学校の閉校については、平成21年1月末に提出された保護者からの要望書、2月中旬の土川地区からの陳情書を尊重し、平成22年3月末をもって閉校の方向で、市議会にも経緯等を説明しながら、廃校の手続きを進めようとしているところです。</p> <p>跡地の活用については、学校施設としては平成4年に建築した鉄筋コンクリート造2階建ての建物1棟と校庭、プールなどがあり、今後どのように活用していくか、現在、副市長を中心に関係課で活用策の検討を始めたところです。閉校後には土川地区の皆さんや関係団体と一緒に、全国の活用例も参考にしながら、具体的に検討することにしてはいますが、土川地区の将来に向けてどのように位置付けし、地区の活性化のために活用したらよいか、住民と行政と一緒に検討していく必要があると考えています。</p> <p>平成22年4月から土川地区の小学生は羽島小学校へ通学することになります。</p> <p>通学手段ですが、地区からの陳情書の中でも、「スクールバス運行など安全な通学手段の確保」を要望されておりますし、市としましても、学校の統廃合に伴う通学ですので、公的な手段でできないかということで、公用車による送迎を検討しているところです。</p> <p>また、昭和54年度に建築した職員住宅2棟（23坪*2棟）があり、教職員住宅や市営住宅、或いは学校と一体となった活用、さらに市民への払い下げなどいろいろ活用策があるかと思いますが、今後地区の方々と一緒に検討していくことにしています。</p>	教育委員会総務課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
20	土川	地区	<p>【原子力3号増設について】 原子力について行政の方向付けは。</p>	<p>今回の手続においては、九州電力に対して、市民への積極的な情報公開と説明、誠実な対応について要請しまして、同社では、2月10日の土川地区を皮切りに市内全17地区の説明会を終えています。</p> <p>知事への意見では、九州電力における縦覧後に提出されたご意見、地区の説明会における市民の皆様のご意見、また、議会にお示しいただいたご意見等を踏まえて、6月19日に環境保全の見地からの意見を知事に提出したものです。</p> <p>意見については、ご意見の多かった温排水、大気環境に関する風向き等、6項目17件についてであり、本市の意見、公聴会等を踏まえて、知事は7月31日に国へと意見を提出したところです。</p> <p>今回の環境影響評価に関する一連の手続きは、直接増設の可否を問うものではございませんが、増設については、市民全体にかかわる事柄でありますので、今後、議会の意向も踏まえるとともに、市民の皆様、関係団体の皆様の意見を尊重しながら判断をし、「重要電源開発地点」の申請がなされる前には、隣接市として意見を述べたいと考えています。</p>	企画課
21	本浦	地区	<p>【本浦地区コミュニティ（集会所）の設置について】 地区の方針でもある地域のみなさんが協力、連携して気持ちよく参加できる公民館活動を展開し、心豊かで住みよい活力ある地域づくりを目指すなかで、「コミュニティセンター」の設置は地域住民の願いである。</p> <p>現在は漁協のご協力により漁協2階会議室等を活用しているが、セキュリティや2階での開催などの問題もある。</p> <p>要望から長年改善がなされない状況であり、早期に対応を検討してほしい。</p>	<p>コミュニティセンターは、地域づくりの活動拠点となるもので、これから進める住民が主体となった「共生・協働のまちづくり」においては一層重要な役割を担うと考えています。</p> <p>本浦地区においてはこれまで、漁民研修センターがコミュニティセンター的役割を果たすことが期待され、長年の懸案として協議してきたところです。</p> <p>今後の活用には、補助金適正化法、漁協の財産手続き等の協議と、大掛かりな施設改修が必要です。今年度中に方向性がだせるよう制度的な問題点を漁協等関係機関と協議していきたいと考えています。</p>	自治振興課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
22	本浦	本浦東	<p>【市民、地区住民、児童生徒の安全確保のため】 相撲場の国旗掲揚代5本のうち4本が鉄筋がむき出しになりひび割れ等危険な状態であるので1日でも早く対策をお願いしたい。</p>	<p>相撲競技場については、平成20年度から市相撲連盟が指定管理者として管理を行なっています。 掲揚台については、当面8月9日（日）に実施される第37回鹿児島県小学生相撲選手権大会において使用しますので、大会終了後速やかに危険防止のため掲揚台を撤去し、22年度予算において整備したいと考えています。</p>	市民スポーツ課
23	野平	地区	<p>【野平地区の都市計画はどうなっているのか】 野平地区の道路は旧態依然として狭く、車両通行量も増えていることから生活道路及び通学道路の確保・安全策を講じてもらいたい。 災害時における避難道路の確保及びオコン川沿いの通学路の冠水対策として道路のかさ上げを実施して欲しい。 平江中央線の避難道路や塩田地区から平江地区を結ぶ避難橋の設置の検討はその後どうなっているのか。平江地区は災害地区を抱えているので早急な対処を望む。 また、生活改善策として下水道の整備を図ってもらいたい。</p>	<p>平江線、都心平江線については、財源等を考慮し土地区画整理事業と一体的に進める考えにしています。 野元地区・平江地区の土地区画整理事業については、昭和57年度に約100ヘクタールの区域で実施した「まちづくり基本調査」を基に、野元地区を先行して事業を実施し、野元土地区画整理事業の完成に目途が着き次第、平江土地区画整理事業に着手する計画で、平成15年度には、平江地区の「まちづくり基本調査」を約32ヘクタールの区域において実施しています。 現在、平成29年度の完成を目標に、「麓土地区画整理事業」が施行中であり、完了に目途が付き次第、地元との調整を図りながら事業化に向けて検討していきたいと考えております。 なお、土地区画整理事業は事業着手から完成までには長期の年数が要することから、生活道路の補修等住民の生活に支障をきたさないよう局部的に道路拡幅等の整備を進めているところですが、西中学校から国道3号までのアクセス道路について調査を行い事業を検討していきたいと考えています。</p>	都市計画課
24	上名	浜ヶ城	<p>【市道浜ヶ城線拡幅について】 市道浜ヶ城線は全般にわたり復員が狭く交通に不便を感じています。幅員狭小の解消、墓参りの駐車時の支障などの改善がなされ、交通の安全、災害時の円滑な交通が確保されるよう、串木野神社裏側の集落地中心まで一部の道路拡幅をお願いしたい。</p>	<p>市道浜ヶ城線は、延長約450mで平均幅員が3.8mです。 要望のある串木野神社裏側の約70mが、幅員が狭く車の離合が出来ない状況ですので、関係者の皆さまに用地の相談を行い、用地買収がまとまれば道路の拡幅工事を検討していきます。</p>	土木課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
25	荒川	地区	<p>【県道（313号）荒川 川内線改修整備について】</p> <p>県道の改修は永年に渡って要望を行ってきたところであるが、複数箇所改善整備が進んでいない状況にある。未整備区間は歩道もなく、特に小学校を挟む区間は登下校時に児童が集中するため非常に危険であり早期の改修整備が望まれる。</p> <p>小学校を挟む区間においては、平成18年度に関係地権者の了解を得て測量を行ったがその後地元地権者への説明がされていない。測量については平成13～14年頃にも行ったはずと発言される地権者もおられる。</p> <p>検討の余地があればJA以南のルートも検討して頂きたい。それにより発生した余剰地は宅地難の荒川地域にとって分譲住宅地として地域活性化、人口増対策として大きな期待となる。</p> <p>市道草良線は地区民を含め串木野市街や川内への近道としても利用者が多い。また生き生きバスやダンプも通行する。地区公民館との連携を取りながら適宜高木等の除伐は出来ないか。</p>	<p>一般県道荒川・川内線については、荒川下地区約100mと寺村地区の約600mの区間が未整備になっています。市としましても、児童の通学路でありまた、荒川小学校の正門もある場所ですので、早急な整備を県に要望しています。</p> <p>事業採択に向けて21年3月にも要望を行ない、5月29日には、鹿児島地域振興局建設部日置支所の関係職員の方と現地視察を実施しています。</p> <p>平成18年度に実施された道路計画についての報告説明につきましては、鹿児島地域振興局建設部日置支所と地域公民館関係者の方々と調整を行いまして開催していきます。</p> <p>道路のルート検討に伴う宅地分譲等につきましても地元説明会等を踏まえた上で、鹿児島県と調整を図っていきます。</p> <p>市道草良線について通常の伐採、除草につきましては、直営やシルバー人材センターにて対応していますが、高枝の除伐等については、荒川地区、野平地区と2地区をまたいでおり、地権者の伐採承諾を得るのに、地区公民館長さん方の協力を得ながら対応したいと思えます。</p>	土木課
26	大原	地区	<p>【流川の異臭と下水道について】</p> <p>流川の土砂や雑草を取り除き、水が流れるようにしてもらいたい。また、単独・合併浄化槽や汲み取りトイレ等は下水道に変えるように市道してください。</p>	<p>流川の維持管理については、定期的にパトロールを実施し、土砂の溜まり具合、雑草の伸び具合を調査把握して、状況に応じ、対応するようにしています。草払いについては、毎年盆前に計画し、今年も先週までに実施したところです。土砂上げも2年に1回を目処に昨年行っており、今後とも適時適切に努めていきます。</p> <p>異臭がするとのことですが、原因の一つとして、下水道につながっていない家庭の汚水が考えられます。流川付近の大原地区で、約89%の方々に下水道に加入していただいています。また、数十件残っていることから、下水道に加入していただくため、これまで説明会あるいは、広報によりお願いをしてきました。個人負担等もあるため大変とは思いますが、今後は、融資制度や高齢者、介護補助等の説明を含めて戸別に指導し、お願いしていきたいと考えています。</p>	上下水道課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
27	大原	地区	<p>【側溝について】</p> <p>側溝に溜まっている土砂や雑草等を取り除き、水の流れを良くしてください。側溝危険な箇所には蓋をしてください。中央公民館の信号から消防署に行く左側溝に蓋をしてください。また、市民からの申し出のあった所は調査して修理や危険のないようにしてください。</p>	<p>側溝に溜まっている土砂や雑草等につきましては、要望や日常のパトロール等で随時対応しています。</p> <p>蓋版の設置につきましては市内全域で要望が多く、通学路や危険な箇所、道路幅員が狭く、車の離合等に支障をきたしている箇所を優先的に進めているところです。今回ご提言のありました箇所については、現地調査のうえ、外の要望箇所を含めて検討し、年次的に蓋の設置を行い歩行者の安全に努めていきます。</p> <p>また、市民からの要望に関しましては、すぐに現場を調査し、危険のないよう対応しているところです。</p>	土木課
28	大原	地区	<p>【市道路上に生い茂っている木や竹、かずらについて】</p> <p>市道の上に生い茂っている竹、木の枝、かずら等は交通の妨害となっています。地主に連絡して切るように指導してください。家庭内の宅地に植えてある庭木の枝がブロックやフェンス等を越えて道路まで伸びている木の枝は側溝または道路に出ないように切ってください。</p>	<p>パトロールの中で、交通安全上、特に危険と思われる箇所については、随時伐採除去しています。樹木等については、基本的に個人所有地の場合は、所有者により処理していただくことになっていますが、個人での作業は難しくなっていることから、特に支障のある所は所有者に連絡を行ったり、所有者の了解を得て市のほうで伐採を行っています。</p> <p>宅地内の庭木のはみ出しや側溝上のプランター等については、広報等で伐採や片付けのお願いをしているところですが、特に危険と思われるところに関しては、所有者の方に連絡し対応してもらっています。</p>	土木課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
29	大原	地区	<p>【生活保護について】</p> <p>大阪では例があるようだが、生活保護の受給者で、土地・家屋等の不動産を有する者については市に所有権を移すなど、適正な制度の在り方が考えられないか。</p>	<p>生活保護法では、保護を受ける方の利用し得る資産・能力その他のあらゆるものを活用することを要件として保護を行うこととされており、保護を受ける方が現に居住している土地、家屋については、自立した後のことを考慮して、所有することも法では認められていますが、それ以外の土地等については、売却指導をし、これらに伴う売却収入は保護費として支給した金額の一部または全部として返還してもらうこととなっています。</p> <p>大阪の例は、平成19年度から、「要保護者向け長期生活支援資金」の貸付制度（リバースモーゲージ）のことと思います。</p> <p>内容としては、原則として65歳以上の保護を受ける方が所有し現に居住している土地で、評価額が概ね350万円以上の場合、生活保護を受ける前に、それらの資産を担保に、社会福祉協議会から貸付を受け、生活の糧にしてもらうものです。</p> <p>大阪などの大都市では、資産価値の高い土地を所有する方は、この制度の適用が可能かと思いますが、鹿児島県内では、鹿児島市でいくつかの例があるようですが、県内ではほとんどこういった例は無いようです。</p> <p>この制度の適用にあたっては、貸付の担保にしようとする土地が親や祖先の名義であり、実際に担保にするにあたり、相続権を有する親族の同意が得られないケースも多いようです。</p> <p>生活保護を受けておられる方の中には、居住用以外に土地を所有する方もおられます。売却指導をしても、利用価値があまり無かったり、買い手がつかない土地もあり、売却が進まない現状がありますけれども、今後も引き続き売却指導を行っていきます。</p>	福祉課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
30	大原	地区	<p>【行政嘱託員制度と公民館育成について】</p> <p>公民館の未加入問題が深刻である。行政嘱託員が全市民に文書等を配布するのが一因とも考えられ、未加入者に必要な税の納付書等の郵送やお知らせ等は各庁舎及び出張所前に告示するなどこれを廃止してもらいたい。そして公民館に助成金を出すなど公民館育成に努めて欲しい。</p>	<p>行政嘱託員制度は、従来の公民館への委託方式による問題を解決し、公民館本来の自治活動に専念してもらうために導入したものです。制度内容や運用において一部見直しが必要との指摘を受け、現在、関係団体の意見等を踏まえながら見直し作業を進めています。</p> <p>近年どの市町村も公民館未加入者が増えつつあり、対応に苦慮しているのが実情です。本市でも転入時等に市民課窓口で公民館活動の重要性や加入の必要性を説明し加入を勧めていますが、自治組織のため行政からの指導や要請も限界があるのが実情です。行政上、未加入者にペナルティを課すような手法はとるべきでなく、加入促進は、公民館活動の重要性、加入の必要性を粘り強く説明し、理解を得る以外ないと考えます。まず自治組織の主体である公民館が積極的に加入促進に取り組み、それを行政が支援するのが基本と考えます。</p>	自治振興課
31	大原	地区	<p>【市税の滞納整理強化の現状について】</p> <p>お知らせ版第23号（H19.11.5発行）で「市税の滞納整理を強化します。」とあったが、その状況はどうなっているか。公平性の観点から給料または銀行の口座を差し押さえるように強化を図って欲しい。</p>	<p>滞納整理強化については、滞納システムの効率的な活用を図り、適正な進行管理に努めながら、金融機関の預貯金調査はもとより、生命保険各社の調査、さらには勤務先の給与調査などを定期的実施しており、調査結果を踏まえて、昨年度だけで不動産を含め123件の差押を実施しているところで、換価した金額も600万円を超えている状況です。</p> <p>また、国税庁OBである滞納整理指導官の指導のもと、昨年度、捜索を実施し、その差押品の公売会やインターネットによる公売を実施するなど、差押処分についても積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも滞納を抑制することは、納税者の不公平感の解消や自主財源の確保の観点からも大変重要なことですので、引き続き、きめ細かな納税折衝など納税相談窓口の拡充を図る一方、悪質な滞納者等については差押を含めた滞納処分の強化を進めていきます。本年は、特にタイヤロックを導入いたしましたので、これを活用し、滞納額縮減に努めていきたいと考えています。</p>	税務課



## 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
32	冠岳	地区	<p>【冠岳観光案内人の養成について】</p> <p>冠嶽園については、指定管理者制度により案内人がいるが、冠岳全体については全く案内がされていない。現在、県外からの登山者及び観光者が増加しているので、ボランティア案内人を養成し、本市の観光活性化につなげてもらいたい。</p>	<p>地域を訪れた観光客に歴史・文化に関する昔話や言い伝え、隠れた話題等を交えながら案内してくれる観光ボランティアガイドの存在は、これからの観光においては、欠くことのできない要素であると思います。</p> <p>冠岳地域での「徐福花冠祭」や「かんむりだけ山市」など地域を愛する皆様方による取組みや努力に光を当てていくためにも、現在まで地元有志の方のご好意に頼ってきた現地案内を、正式な観光ボランティアガイドとしての育成を行い、その後、組織化されたボランティアガイド団体で利用方法等をシステム化する必要性を感じておりますので、本年度の当初予算に関連経費を計上し、取り組んでいく事としています。</p>	商工観光課
33	川上	平木場	<p>【旧道路の清掃作業について】</p> <p>通行する車が減り草、木が生い茂り、なによりも不法投棄の恐れがあります。去年と今年は行政の方をお願いしましたが、これからどうしたら？ 公民館での清掃作業も高齢化で・・・</p>	<p>毎年、愛護月間がの期間中に各公民館の方々には、道路を大切に、きれいにする気運を高めるために、地域住民の自主的な愛護作業の協力をお願いしているところです。</p> <p>今後、平木場を含め、どこの公民館におきましても、高齢化が進んでくると予想されますので、雑草の伐採、ゴミや空き缶拾い等、各公民館でできる範囲で作業をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、旧道の草払いに関しましては、市のほうで対応していきたいと考えています。</p>	土木課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
34	川上	松比良	<p>【バス利用について】</p> <p>いきいきバスの利用客が少ないようですが、小型車を久福、松比良まで伸ばしてもらえれば利用することが出来ると思います。舟川、中ノ平まででることが難しく利用することが出来ません。</p>	<p>現在、市来地域を運行するいきいきバスは、座席数17人分で29人乗りの小型バスを運行しており、平成20年度が14,487人の利用と多くの市民の方々にご利用いただいているところです。</p> <p>旧林田バスが赤字路線の廃止の際、市来地域にいきいきバスを導入し交通手段の確保を図ることとし、運行ルートや車両を決める際には、住民アンケート調査を実施し、皆様のご意見を参考にしました。</p> <p>道路事情等を考慮し小回りのきく車両の導入など利用しやすい状況になるよう検討し、廃止された路線バスの区間以上に運行区域を拡大し、皆様の利便性の向上を図っているところです。</p> <p>皆様の要望があった場合は、随時運行事業者とも協議し停留所の追加など見直しを行ってきたところで、今月13日からも運行ルートや時刻表の改正を行ったところですが、現在の1便当りの利用者が最大20名いることから現在のバスを更に小型のものに変えることはできない状況です。</p> <p>久福・松比良公民館方面への運行については、いきいきバスの運行が良いのか、他の方法での交通手段の確保が良いのかも含め検討していきたいと考えています。</p>	商工観光課

「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
35	川南	戸崎	<p>【悪臭と海岸汚泥対策について】</p> <p>風向きによって悪臭が漂う時が多々有り、頭痛を訴える人もいるほか、外の洗濯物に悪臭が染みたり、排水近くの海岸は悪臭と汚泥で困っている。</p> <p>脱臭対策や、排水前の残渣の除去、排水前の槽内で魚を泳がせるなどの目で確認できるような対策を講じられたい。</p>	<p>苦情の申し出があった場合、直ちに工場周辺を巡回調査した上で、工場を訪問し、工場長と次長に苦情があった旨を伝えたくて、発生源の状況を確認し、原因究明と改善策を促しています。</p> <p>平成20年度は市が行う悪臭測定を年間4回、水質測定を年間2回実施し今年度も同様に計画しています。調査結果については、殆どが規制基準値内でしたが、基準値を満たしていない項目があった場合、測定結果を示した上で、口頭や文書で改善の指導を行っています。</p> <p>工場側も悪臭対策として受入れる原料の冷蔵保存の徹底、機械への投入・排出時に外気との接触時間が極力少なくなるように作業方法の改善、消臭剤の散布等の努力をしていますが、化製場という工場の性質上臭気をゼロにすることは難しい状況でもあります。</p> <p>一方、工場からの排水につきましては、2基の浄化槽で処理され、排水基準を満たした状態で海域に放流されています。なお、排水中に含まれる油分や処理過程で発生する汚泥につきましても適正に処理されており、排水とともに外部への排出はなされておりません。市として、今後とも環境基準を守った適切な運営がなされるよう指導していきます。</p>	支所市民課
36	川南	堀	<p>【道路整備舗装について】</p> <p>通称川崎道路は現在砕石仕上げになっていますが、路面のでこぼこがひどくなり、雨天時の排水の悪化、水溜りも多く出来、不便さを感じているので、未工事区間も含めて舗装をしてもらいたい。</p>	<p>川崎道路は、全体延長が185mで幅員が2.7mから2.3mの生活道路で、平成15年度に公民館補助を受けて堀集落道路改良工事として路盤工と排水工60mが整備された経緯があります。</p> <p>この道路を市道として整備するためには幅員が4m以上必要ですので、用地の確保及び現道沿いの家屋移転等が生じて事業費が高額になり財政的にも負担が大きくなります。</p> <p>進め方については、現在の生活道路を地域関係者及び地権者の方に相談して、土木事業補助を活用して道路舗装工事と排水工事の整備を検討していきます。</p>	土木課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
37	川南	平ノ木場	【道路の拡幅（島内～松原区間）等について】 市来インターが完成し、270号バイパス等～インター間の大型車両の通貨台数が増えているので、交通事故等の危険性が増大し、島内～松原区間小拡幅の計画はないのか。	市道島内・松原線は、国道270号バイパスから市来インターへのアクセス道路として利用されているのが現状です。 道路幅員が5.0メートルと狭いことから、市といたしましても道路の拡幅工事が必要であると考えております。 そのためには、用地の確保が必要となりますが、川南地区の圃場整備事業の中で拡幅工事に必要な用地を確保することが、一番理想的なことだと思いますので、地域及び地権者の協力を得ながら関係機関と調整し、圃場整備事業と道路改良の事業化に向けて取り組んでいるところです。	土木課
38	川南	平ノ木場	【市道沿いの一般車両の駐車について】 平ノ木場公民館入口の市道に車両の駐車等があり、ゴミ等の散乱等が多数見受けられる。市道沿いにトラフなどを並べて駐車できないようにできないものか。	道路改良等で生じた車道以外で道路敷地等がある場合は、一時駐車によるゴミ等の不法投棄防止として側溝を防護壁として置いておりますが、市道平ノ木場線沿いには路側帯幅に余裕がないので側溝の設置が出来ない状況です。 不法投棄防止の看板を増やすことに加えて、試験的に進入できないようにするなど対策を検討していきます。	土木課
39	川南	平佐原	【国道270号線市来農高前の道路標示について】 国道270号バイパスが完成して数年経ったが、県外の長距離トラックはまだ市来小中学校方面に右折し通行しており、学校前は道幅も狭く通学上危険にさらされていることから、枕崎・南さつまの名称を除去するなど農高前の道路標識を何とか変えられないものか。	国道270号バイパスは、平成10年に開通していますが、薩摩川内市方面から南薩方面への通行車両については、距離の短縮、信号機の数の少なさなどからバイパス方面に直進せず、学校側へ右折して行く車両もあるようです。 標識は、確かに国道270号、枕崎市、南さつま市と記載されており、南薩方面への行き先案内板になっていると思われます。 道路を維持管理している、阿久根維持出張所へ内容を説明し相談しましたが、道路法で設置したもので、標識の除去や修正を行うことは出来ないということでした。 また、南薩方面への通行を規制することも出来ないことから、学校付近の交通安全対策については、今後とも道路管理者である鹿児島県と協議していきます。	都市計画課

## 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
40	川南	弘山	<p>【公民館前広場の砂について】 七夕踊りのときに広場に砂をまいてもらっているが、雨天時に砂が用水路に流れてきて水を止めてしまう。反面、広場に砂を入れないとデコボコして困っている。何らかの対策は考えられないか。</p>	<p>弘山踊り場は、市の財産ですが、かねては、近隣住民の生活道路や弘山公民館のごみ収集場所として利用され、また、8月には国の重要無形文化財、七夕踊りのメイン会場の一つとしても使用され、多くの観客が集まる所でもあります。</p> <p>勾配があるために、ご指摘のように雨で土砂が流れ出し路面が荒れたり、その土砂が用水路に流れ込んでいる状況にあります。</p> <p>毎年、七夕保存会からの依頼により市で土砂を搬入していますが、雨によって流れ出すことを繰り返しています。</p> <p>舗装については、旧市来町で車の通行部分をコンクリート舗装した経緯がありますが、さらに舗装を広げるとなると、七夕踊りの時、踊りにくい、怪我をしやすいなどの問題点も考えられることから、今後様々な角度から、関係の方々にご意見をいただき、方向を決めたいと思いますので、今しばらく時間をいただきたいと思っております。</p>	支所市民課
41	川南	弘山	<p>【墓前の道路整備について】 2班のところにある墓道路が傾斜もあり路面が荒れているので対策を講じてもらいたい。</p>	<p>今回ご要望の区間については、早急に碎石をいれ補修をしました。</p>	土木課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
42	照島	地区	<p>【下名字前床地区の農業振興地域農用地域からの除外について】</p> <p>本来この地域は農振農用地区域として指定すべき地区ではなく、都市計画区域・住宅団地として確保、開発、発展させるべき地域と思われ、早急に解除を求める声が非常に高まっている。新駅設置と並行して、前床地区を早急に除外する対策と手続きを開始する具体的計画と展望を示してもらいたい。</p> <p>居住地としての利用計画、多目的公園造成、商工業誘致、都市計画への編入作業等、他用途利用の具体的ビジョン、あたらしいまちづくり計画の有無、市政発展の起爆剤としての活用策の有無について考えを聞きたい。</p>	<p>農業振興地域はその区域の中で農業に対する支援を重点的に進める区域として農用地区域を市の農業振興地域整備計画の中で定めています。農用地として定めた区域からの除外には、経済事情の変動やその他情勢の推移により必要と認めた場合で、かつ、次の四つの要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>一、当該農振農用地区域周辺の土地利用状況からみて、農用地等以外の用途に利用することが必要かつ適当であると認められること。</p> <p>二、その変更によって、当該農用地区域内での農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。</p> <p>三、当該変更により、農用地区域内を受益地とするため池、農業用排水路等の改廃及び機能等に支障を及ぼす恐れがないと認められること。</p> <p>四、基盤整備事業等を実施した土地である場合は、少なくとも、その事業が完了した翌年度から起算して8年以上を経過していること。これらの四つの要件を全て満たさない限りは、農用地区域の解除はできないということになります。</p> <p>JRの新駅が開業しますと、通勤通学及び公共交通機関による利便性がはるかに向上することから、人口増対策としての定住促進や観光の振興など、新市のまちづくりにおいて将来の発展が期待されるところであり、この地域のまちづくりをどのように進めていくのか、地域の開発計画等の策定について各種補助の活用も検討しながら進めていきたいと考えています。</p>	農政課 企画課

# 「市政報告会」地区からの意見・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	意見内容	市の考え方	所管課
43	照島	地区	<p>【照島海岸の環境整備について】</p> <p>毎年梅雨時を迎えると木竹等の膨大な量のゴミが押し寄せ、台風等荒天・時化が続くと目を覆うような状況である。</p> <p>常時清掃可能な体制の確立、周辺住民のボランティアへのトラック借上げ、資材提供、保険適用等の支援体制の確立について考えを聞きたい。</p>	<p>毎年7月の海の日に『海の日海岸クリーン作戦』を市内海岸全域において展開しており、今年も多くの市民やボランティア団体等皆さんのご協力により大規模な海岸部の清掃を行ったところです。</p> <p>海岸の管轄は、本来、県ですが、支障がある場合は、その都度県と対応を協議していきたいと考えています。また、浜競馬等のイベント時には、重機（ビーチクリーナー）等を入れて清掃等を実施していますが、常時の体制は難しいと思われませんが、必要に応じて重機等を活用し、対応していきたいと考えています。</p> <p>ボランティア清掃への支援体制については、現在、ゴミ袋の配布や回収についてその都度協力させていただいており、また、市で主催の「海の日海岸クリーン作戦」については、市で一日保険をかけるなど支援させていただいています。</p> <p>なお、清掃作業の軽トラック借上げ・資材提供など、支援体制の確立につきましては、共生、協働の地域づくりの中で、統一した基準の作成など、検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>	生活環境課

# 「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
1			【】		
2			【】		
3			【】		
4			【】		



# 「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
5			【】		
6			【】		
7			【】		
8			【】		
9			【】		

# 「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	所 管 課
10			【】		
11			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	所 管 課
12			【】		
13			【】		
14			【】		

# 「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
15			【】		
16			【】		
17			【】		
18			【】		
19			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	所 管 課
20			【】		
21			【】		
22			【】		
23			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
24			【】		
25			【】		
26			【】		
27			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	所 管 課
28			【】		
29			【】		
30			【】		
31			【】		
32			【】		
33			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
34			【】		
35			【】		
36			【】		
37			【】		
38			【】		



「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
39			【】		
40			【】		
41			【】		
42			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
43			【】		
44			【】		
45			【】		
46			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
47			【】		
48			【】		
49			【】		
50			【】		
51			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
52			【】		
53			【】		
54			【】		
55			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
56			【】		
57			【】		

# 「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
58			【】		
59			【】		
60			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
61			【】		
62			【】		
63			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
64			【】		
65			【】		
66			【】		



「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
67			【】		
68			【】		
69			【】		
70			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
71			【】		
72			【】		
73			【】		
74			【】		
75			【】		
76			【】		

# 「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
77			【】		
78			【】		
79			【】		
80			【】		

「市政報告会」地区からのテーマ・市の考え方

平成21年7月2日～7月31日開催

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	所管課
81			【】		
82			【】		
83			【】		
84			【】		
85			【】		